

袖ヶ浦市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成28年11月22日制定

令和2年3月10日改正

第1 基本的な考え方

改正農業委員会法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては、「農地利用の最適化の推進」が取り組まなければならない業務として、明確に位置づけられた。

袖ヶ浦市においては、平地と中山間地が混在しており、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっており、地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

特に、中山間地では、遊休農地の発生が懸念されており、その発生防止・解消を行わなければならないことから、担い手への農地集積・集約化のため、農地中間管理事業を活用し取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、「農業委員会等に関する法律」第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、袖ヶ浦市農業委員会の指針として、具体的な取り組みを下記のとおり定める。

なお、この指針は、令和5年を目標とし、3年ごとの農業委員及び推進委員の改選期に3年後の目標に即して検証・見直しを行う。また、単年度の具体的な活動については、別紙の「活動計画」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積	遊休農地面積	遊休農地の割合
現 状 (平成28年3月)	2,550ha	353ha	13.84%
3年後の目標 (平成31年3月)	2,550ha	338ha	13.25%
改正時の現状 (平成31年3月)	2,530ha	72ha	2.85%
目 標 (令和5年3月)	2,530ha	60ha	2.37%

(2) 遊休農地解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と意向調査の実施について

→ 推進委員の担当地区ごとに農地の利用状況調査（以下農地パトロールという。）と農地の利用意向調査の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。調査時期については、「農地法の運用について」（令

和元年11月1日付け元経営第1606-1号・元農振第2013号)に基づき実施する。

なお、従来から日常的に農地パトロールの中で行っていた、違反転用の防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、農地パトロールの時期にかかわらず、適宜実施する。

→ 農地パトロールと利用意向調査の結果は、「全国農地ナビ」に反映することで、農地台帳の公表を行う。

② 農地中間管理機構との連携について

→ 利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

③ 非農地判断について

→ 農地パトロールの中で、「農地として再生困難である」(荒廃農地調査のB分類)と区分した農地については、現況に応じて非農地として判断を行う。

2. 担い手への農地利用集積について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積	農地利用集積面積	集積率
現 状 (平成28年3月)	2,550ha	138.91ha	5.45%
3年後の目標 (平成31年3月)	2,550ha	180.91ha	7.09%
改正時の現状 (平成31年3月)	2,530ha	220.83ha	8.73%
目 標 (令和5年3月)	2,530ha	268.83ha	10.63%

【参考】担い手の育成・確保

	総農家数 (うち、主業農家数)	担い手	
		認定農業者	認定新規就農者
現 状 (平成28年3月)	1,451戸 (232)戸	105 経営体	0 経営体
3年後の目標 (平成31年3月)	1,477戸 (258)戸	114 経営体	9 経営体
改正時の現状 (平成31年3月)	1,238戸 (176)戸	120 経営体	2 経営体
目 標 (令和5年3月)	1,194戸 (156)戸	132 経営体	14 経営体

(2) 担い手への農地利用集積に向けた具体的な推進方法

① 農地中間管理機構等との連携

→ 農業委員会は、市、農地中間管理機構等と連携し、ア) 農地中間管理機構に貸付けを希望する農地として復元可能な遊休農地、イ) 経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、ウ) 期間満了を迎える利用権設定の農地等についてリスト化を行い、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

② 市所管部との連携

→ 中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がいない地域においては、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、市所管部と連携し、地域にあった取り組みを推進する。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人） （新規参入者取得面積）	新規参入者数（法人） （新規参入者取得面積）
現 状 （平成28年8月）	1人 （ 0.9ha）	1法人 （ 0.6ha）
3年後の目標 （平成31年8月）	9人 （ 4.5ha）	3法人 （ 1.5ha）
改正時の現状 （平成31年8月）	2人 （ 1.5ha）	2法人 （ 1.4ha）
目 標 （令和5年8月）	6人 （ 3.6ha）	6法人 （ 3.6ha）

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携

→ 都道府県・全国の農業委員会ネットワーク機構、都道府県農地中間管理機構及び市所管部等と連携し、参入手続や経営に係る必要な支援を行う。